

○ 特地勤務手当等支給規程

昭和 62 年 4 月 1 日

訓令甲第 8 号

存 続 期 間

〔沿革〕平成 元年 4 月 訓令甲第 7 号

2 年 3 月 同第 11 号

5 年 3 月 同第 10 号、10 月同第 19 号

6 年 4 月 同第 13 号、9 月同第 31 号

9 年 3 月 同第 9 号

11 年 3 月 同第 11 号

15 年 1 月 同第 1 号、7 月同第 26 号

16 年 9 月 同第 26 号

18 年 3 月 同第 9 号、12 月同第 39 号

19 年 3 月 同第 2 号

20 年 5 月 同第 18 号

21 年 3 月 同第 5 号

23 年 3 月 同第 4 号

24 年 3 月 同第 7 号

25 年 3 月 同第 16 号

26 年 3 月 同第 12 号改正

27 年 3 月 同第 9 号改正

(目的)

第 1 条 この規程は、職員の給与に関する条例(昭和 26 年 6 月東京都条例第 75 号。以下「条例」という。)第 13 条の 2 及び第 13 条の 3 の規定に基づき、特地勤務手当(以下「特地手当」という。)及び特地勤務手当に準ずる手当(以下「準ずる手当」という。)の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(特地公署の指定)

第2条 条例第13条の2第1項に規定する特地公署とは、別表第1に掲げるものとする。

(特地手当の月額)

第3条 特地手当の月額は、特地手当の基礎額に、職員が勤務する別表第1の左欄に掲げる特地公署に対応する同表の右欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

2 前項の特地手当の基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料の月額(その職員が適用を受ける別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額とを合算した額とする。

- (1) 職員が特地公署に勤務することとなつた場合 その勤務することとなつた日(職員がその日前1年以内に当該公署に勤務していた場合(警視總監が定める場合に限る。)には、その日前の警視總監が定める日)
- (2) 職員が特地公署以外の公署に勤務することとなつた場合において、その勤務することとなつた日後に当該公署が特地公署に該当することとなつたときその該当することとなつた日
- (3) 前2号及びこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地公署の移転に伴つて住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特地公署に該当するとき 当該公署の移転の日
- (4) 前3号及びこの号の規定の適用を受けている職員が、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下、「再任用職員」という。)として採用され、当該採用の日前から引き続き同一の特地公署に勤務している場合 当該採用の日

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第

3項の規定による承認を受け、同条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)以外の職員であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び」とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)を同日における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

- (2) 育児短時間勤務職員等であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項中「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び」とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び」とする。
- (3) 育児短時間勤務職員等であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び」とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)を同日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

(特地手当と地域手当との調整)

第4条 前条の規定にかかわらず、特地手当の支給を受ける職員が、地域手当の支給を受ける場合における特地手当の月額は、前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額を減じて

得た額とする。ただし、地域手当に関する規則(昭和43年東京都規則第19号)第2条の2から第2条の4までに規定する職員を除く。

(準ずる手当の支給の特例)

第5条 条例第13条の3第2項に規定する任命権者が特に必要と認める職員は、警視総監が職員の有する技術、経験等により、3年を超えて引き続き特地公署に勤務させることが必要であると認めた職員とする。

2 条例第13条の3第2項に規定する期間において、準ずる手当の支給を受ける職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該職員に係る準ずる手当の支給は、当該各号に定める日をもって終わる。

- (1) 特地公署以外の公署に勤務することとなつた場合
勤務することとなつた日の前日
- (2) 在勤する特地公署が移転等により特地公署に該当しないこととなつた場合
移転等の日の前日
- (3) 他の特地公署に勤務することとなり、当該勤務に伴つて住居を移転した場合
勤務することとなつた日の前日
- (4) 在勤する特地公署が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合
(当該公署が引き続き特地公署に該当する場合に限る。)
特地公署の移転の日の前日

(準ずる手当の月額)

第6条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地公署に勤務することとなつた日(職員が当該異動又は採用によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合(警視総監が定める場合に限る。))には、その日以前の警視総監が定める日。以下「異動等の日」という。)(再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日)に受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び扶養手当の月額の合計額に、別表第3の左欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の右欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

2 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動等の日(再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日)におい

て育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び」とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)を異動等の日(再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日)における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

- (2) 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日(再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日)において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び」とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び」とする。
- (3) 育児短時間勤務職員等であつて、異動等の日(再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日)において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び」とあるのは、「給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)を異動等の日(再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日)における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

(端数計算)

第7条 第3条の規定による特地手当の月額、第4条の規定による地域手当の月額に相当する額又は前条の規定による準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもつて、それぞれの額とする。

(支給方法)

第 8 条 特地手当及び準ずる手当の支給期間及び支給日については、条例第 7 条に定める給料支給の例による。

2 新たに職員となつた場合、離職した場合等における特地手当及び準ずる手当の日割計算については、条例第 8 条に定める給料支給の方法に準ずる。

(その他)

第 9 条 この規程の施行に関して必要な事項は、警務部長が定める。

附 則

この訓令は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

以下改正附則抄録

附 則(平成 5 年 3 月訓令甲第 10 号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の特地勤務手当等支給規程(以下「改正後の規程」という。)第 3 条の規定にかかわらず、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後附則別表の左欄に掲げる特地公署に勤務する職員には、平成 5 年 4 月 1 日から平成 8 年 3 月 31 日までの間、同条の合計額に当該公署に対応する同表の右欄に定める支給割合を乗じて得た額を支給する。

3 施行日の前日に附則別表の左欄に掲げる特地公署に勤務し、かつ、施行日以後同一の公署に引き続き勤務している職員(警視總監が特に必要があると認める職員を含む。)については、施行日以後において、改正後の規程第 3 条及び前項の規定による特地手当の月額が、施行日の前日においてこの訓令による改正前の特地勤務手当等支給規程(以下「改正前の規程」という。)第 4 条及び改正前の規程附則第 2 項の規定の適用がなかったとした場合に改正前の規程第 3 条の規定により定められる特地手当の月額(以下「現給額」という。)に達する日(施行日後、支給割合の異なる特地公署に異動した職員又は他の特地公署への異動(警視總監が別に定める場合を除く。))に伴って住居を移転した職員については、当該異動の日の前日)までの間、現給額を支給する。この場合において、改正前の規程第 3 条の規

定中「別表第 2 に掲げる給料表及びその職員の職務の級」とあるのは「平成 5 年 3 月 31 日訓令甲第 10 号による改正後の特地勤務手当等支給規程別表第 2 に掲げる給料表及びその職員の職務の級」とする。

(端数計算)

- 4 第 2 項の規定により算定した額又は前項の規定による現給額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもって、それぞれの額とする。

附則別表(附則第 2 項、第 3 項関係)

特地公署		支給割合		
		平成 5 年 4 月 1 日から 平成 6 年 3 月 31 日まで	平成 6 年 4 月 1 日から 平成 7 年 3 月 31 日まで	平成 7 年 4 月 1 日から 平成 8 年 3 月 31 日まで
三宅島	三宅島警察署 三宅島警察署神着駐在所 同 伊豆駐在所 同 伊ヶ谷駐在所 同 阿古駐在所 同 坪田駐在所	100 分の 19	100 分の 18	100 分の 17
八丈島	八丈島警察署 八丈島警察署三根駐在所 同 川向駐在所 同 檜立駐在所 同 中之郷駐在所 同 末吉駐在所 同 大賀郷駐在所 同 空港警備派出所			
利島	大島警察署利島村駐在所	100 分の 23	100 分の 22	100 分の 21
新島	新島警察署 新島警察署新島若郷駐在所			

式根島	新島警察署式根島駐在所			
神津島	新島警察署神津島南駐在所 同 神津島北駐在所			

附 則(平成 11 年 3 月訓令甲第 11 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の特地勤務手当等支給規程(以下「改正後の規程」という。)第 3 条の規定により職員に対する特地勤務手当の月額を算定する場合において、当該職員に係る同条第 2 項各号に定める日が平成 11 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)前であるときは、当該職員に対する同項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは、「平成 11 年 4 月 1 日」とする。
- 3 改正後の規程第 6 条の規定により職員に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額を算定する場合において、当該職員に係る同条に規定する日が施行日前であるときは、当該職員に対する同条の規定の適用については、同条中「特地公署への異動の日(職員が当該異動によりその日前 1 年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合(警視總監が定める場合に限る。))には、その日前の警視總監が定める日。以下「異動の日」という。）」とあるのは、「平成 11 年 4 月 1 日(以下「異動の日」という。))」とする。
- 4 平成 11 年度以後の特地勤務手当の支給については、特地勤務手当等支給規程の一部改正(平成 5 年 3 月 31 日訓令甲第 10 号)附則第 3 項中「改正後の規程」とあるのは、「平成 11 年 3 月 31 日訓令甲第 11 号による改正後の特地勤務手当等支給規程」とする。

附 則(平成 15 年 7 月訓令甲第 26 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 15 年 7 月 1 日以後の特地勤務手当の支給については、特地勤務手当等支

給規程の一部改正(平成5年3月31日訓令甲第10号)附則第3項中「改正後の規程」とあるのは、「平成15年7月1日訓令甲第26号による改正後の特地勤務手当等支給規程」とする。

附 則(平成16年9月訓令甲第26号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成16年9月14日から施行し、この訓令による改正後の特地勤務手当等支給規程の規定は、同年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成16年8月1日以後の特地勤務手当の支給については、特地勤務手当等支給規程の一部改正(平成5年3月31日訓令甲第10号)附則第3項中「改正後の規程」とあるのは、「平成16年9月14日訓令甲第26号による改正後の特地勤務手当等支給規程」とする。

附 則(平成18年3月訓令甲第9号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年4月1日以後の特地勤務手当の支給については、特地勤務手当等支給規程の一部改正(平成5年3月31日訓令甲第10号)附則第3項中「改正後の規程」とあるのは、「平成18年3月31日訓令甲第9号による改正後の特地勤務手当等支給規程」とする。

附 則(平成18年12月訓令甲第39号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 特地勤務手当等支給規程の一部を改正する規程(平成11年3月31日訓令甲第11号)附則第2項の規定は、同訓令による改正後の特地勤務手当等支給規程第3条第2項各号に定める日が平成11年4月1日前であるもので、特地勤務手当に準ずる手当を支給されていない職員に限り、同項中「平成11年4月1日」とある

のは「平成 18 年 12 月 31 日」(ただし、同日に受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第 2 に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び扶養手当の月額の合計額が平成 11 年 4 月 1 日において受けていた給料の月額(その職員が平成 11 年 4 月 1 日において適用を受けていた別表第 2 に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び扶養手当の月額の合計額に達しない場合を除く。)」と読み替えて適用する。

附 則(平成 19 年 3 月訓令甲第 2 号)

この訓令は、平成 19 年 3 月 14 日から施行し、この訓令による改正後の特地勤務手当等支給規程の規定は、同年 1 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 3 月訓令甲第 5 号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この訓令による改正後の特地勤務手当等支給規程第 3 条の規定にかかわらず、この訓令の施行の日以後附則別表の左欄に掲げる特地公署に勤務する職員には、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間、同条の合計額に当該公署に対応する同表の右欄に定める支給割合を乗じて得た額を支給する。
- 平成 21 年 4 月 1 日以後の特地勤務手当の支給については、特地勤務手当等支給規程の一部改正(平成 5 年 3 月 31 日訓令甲第 10 号)附則第 3 項中「改正後の規程」とあるのは、「平成 21 年 4 月 1 日訓令甲第 5 号による改正後の特地勤務手当等支給規程」とする。

附則別表(附則第 2 項関係)

	特地公署	支給割合
三宅島	三宅島警察署 三宅島警察署神着駐在所 同 伊豆駐在所 同 伊ヶ谷駐在所 同 阿古駐在所 同 坪田駐在所	100 分の 21

附 則(平成 27 年 3 月訓令甲第9号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の特地勤務手当等支給規程第3条の規定により職員に対する特地勤務手当の月額を算定する場合において、当該職員に係る同条第2項各号に定める日が平成27年4月1日前であるときは、当該職員に対する同項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは、「平成27年3月31日(ただし、同日に受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び扶養手当の月額の合計額が当該職員に係る同条第2項各号に定める日において受けていた給料の月額(その職員が同日において適用を受けていた別表第2に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)及び扶養手当の月額の合計額に達しない場合を除く。)」とする。

別表第 1(第 2 条、第 3 条関係)

特地公署		手当	
所在地	名称	支給割合	
大島	大島町元町	大島警察署	100 分の 15
	同 岡田	大島警察署岡田駐在所	
	同 泉津	同 泉津駐在所	
	同 野増	同 野増駐在所	
	同 野増	同 間伏駐在所	
	同 差木地	同 差木地駐在所	
	同 波浮	同 波浮港駐在所	
	同 元町	同 北の山駐在所	
	同 差木地	同 下地駐在所	
	同 岡田	同 大島北部駐在所	
	同 差木地	同 大島南部駐在所	
同 元町	同 外輪山警備派出所		
八丈島	八丈島三根	八丈島警察署	100 分の 19
	同 三根	八丈島警察署三根駐在所	
	同 三根	同 川向駐在所	

	同 檜立 同 中之郷 同 末吉 同 大賀郷 同 大賀郷	同 檜立駐在所 同 中之郷駐在所 同 末吉駐在所 同 大賀郷駐在所 同 空港警備派出所	
利島	利島村	大島警察署利島村駐在所	100 分の 23
新島	新島村本村 同 若郷	新島警察署 新島警察署新島若郷駐在所	
式根島	新島村式根島	新島警察署式根島駐在所	
神津島	神津島村 同	新島警察署神津島南駐在所 同 神津島北駐在所	
三宅島	三宅村伊豆 同 神着 同 伊豆 同 伊ヶ谷 同 阿古 同 坪田	三宅島警察署 三宅島警察署神着駐在所 同 伊豆駐在所 同 伊ヶ谷駐在所 同 阿古駐在所 同 坪田駐在所	
御蔵島	御蔵島村	三宅島警察署御蔵島駐在所	100 分の 25
青ヶ島	青ヶ島村	八丈島警察署青ヶ島駐在所	
父島	小笠原村父島	小笠原警察署	
母島	小笠原村母島	小笠原警察署母島駐在所	

別表第 2(第 3 条関係)

給料表 ＼ 職務の級	公安職給 料表	行政職給 料表(一)	行政職給 料表(二)	医療職給 料表(一)	医療職給 料表(二)	医療職給 料表(三)
1 級	366,400 円	369,200 円	368,800 円	446,500 円	367,400 円	367,400 円
2 級	386,200	401,600	400,700	533,800	399,600	401,600
3 級	422,600	468,100	449,400	628,500	465,600	465,600
4 級	444,200	506,400	463,400	——	506,400	506,400

5 級	473,400	608,700	———	———	———	———
6 級	488,100	———	———	———	———	———
7 級	500,400	———	———	———	———	———
8 級	516,800	———	———	———	———	———
9 級	565,600	———	———	———	———	———

別表第 3(第 6 条関係)

異動等の日から起算した期間の区分	支給割合
4 年未満	100 分の 6
4 年以上 5 年未満	100 分の 4
5 年以上 6 年未満	100 分の 3
6 年以上 7 年未満	100 分の 2
7 年以上 8 年未満	100 分の 1